

平成29年3月23日提出

熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正について

熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 岡 昭 二

熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則（昭和41年教委規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「規則は」の次に「、別に定めるものを除くほか」を加え、「学校」を「熊本市教育委員会の所管に属する学校（専修学校を含む。以下同じ。）」に改め、「（以下「委員会職員」という。）」を削る。

第2条中「熊本市教育委員会事務局職員」を「熊本市教育委員会事務局の職員」に改める。

第3条中「熊本市立学校（幼稚園を含む。）職員」を「熊本市教育委員会の所管に属する学校の職員」に、「教員 助教諭 養護教諭 栄養教諭」を「養護教諭 栄養教諭 教員 助教諭」に、「技術主幹（学校栄養職員） 技術主任（学校栄養職員） 主任技師（学校栄養職員） 技師（学校栄養職員）」を「技術主幹 技術主任 主任技師 技師」に改める。

第4条の見出し中「教育機関職員」を「学校以外の教育機関の職員」に改め、同条中「学校以外の教育機関職員」を「熊本市教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員」に改める。

第5条を削る。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(提出理由)

県費負担教職員給与費負担等の権限移譲に伴い、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和 27 年教委規則第 6 号）第 1 条第 8 号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則（昭和41年教育委員会規則第6号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則〔教育政策課〕</p> <p style="text-align: right;">昭和41年6月11日 教委規則第6号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>別に定めるものを除くほか</u>、熊本市教育委員会事務局及び<u>熊本市教育委員会の所管に属する学校（専修学校を含む。以下同じ。）</u>その他の教育機関の職員_____の職の設置に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（事務局職員の職）</p> <p>第2条 熊本市教育委員会事務局の職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>教育次長 総括審議員 部長 首席審議員 首席教育審議員 課長 室長 副課長 審議員 教育審議員 政策審議員 課長補佐 主幹 技術主幹 主任指導主事 指導主事 社会教育主事 主査 参事 技術参事 主任主任主事 主任技師 副主任 主事 技師</p> <p>（学校職員の職）</p> <p>第3条 熊本市教育委員会の所管に属する学校の職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>校長 園長 教頭 主幹教諭 教諭 養護教諭 栄養教諭 教員 助教諭 養護助教諭 講師 実習助手 事務主幹 事務主任 主任事務職員 事務職員 技術主幹 技術主任 主任技師 技師 事務長 主幹 主査 参事 主任主任主事 副主任 主事 給食技師 学校主事</p> <p>（学校以外の教育機関の職員の職）</p>	<p>熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則〔教育政策課〕</p> <p style="text-align: right;">昭和41年6月11日 教委規則第6号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は_____、熊本市教育委員会事務局及び<u>学校</u>_____その他の教育機関の職員（以下「委員会職員」という。）の職の設置に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（事務局職員の職）</p> <p>第2条 熊本市教育委員会事務局職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>教育次長 総括審議員 部長 首席審議員 首席教育審議員 課長 室長 副課長 審議員 教育審議員 政策審議員 課長補佐 主幹 技術主幹 主任指導主事 指導主事 社会教育主事 主査 参事 技術参事 主任主任主事 主任技師 副主任 主事 技師</p> <p>（学校職員の職）</p> <p>第3条 熊本市立学校（幼稚園を含む。）職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>校長 園長 教頭 主幹教諭 教諭 教員 助教諭 養護教諭 栄養教諭 養護助教諭 講師 実習助手 事務主幹 事務主任 主任事務職員 事務職員 技術主幹（学校栄養職員） 技術主任（学校栄養職員） 主任技師（学校栄養職員） 技師（学校栄養職員） 事務長 主幹 主査 参事 主任主任主事 副主任 主事 給食技師 学校主事</p> <p>（教育機関職員の職）</p>

第4条 熊本市教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員の職は、次のとおりとする。

館長 所長 場長 教育審議員 所長補佐 館長補佐 場長補佐 主幹
主任学芸員 主任指導主事 事務長 主査 参事 主任 指導主事 社会
教育主事 学芸員 研究員 司書 主任主事 主任技師 副主任 主事
技師 給食技師

【削る】

第4条 学校以外の教育機関職員の職は、次のとおりとする。

館長 所長 場長 教育審議員 所長補佐 館長補佐 場長補佐 主幹
主任学芸員 主任指導主事 事務長 主査 参事 主任 指導主事 社会
教育主事 学芸員 研究員 司書 主任主事 主任技師 副主任 主事
技師 給食技師

（補則）

第5条 教育次長、総括審議員、部長、課長、室長、副課長、課長補佐、主査、館長、所長、事務長その他教育機関の長には、必要がある場合は、それぞれ当該組織の名称を冠するものとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。